

# 特定化学物質管理指針の改正

(埼玉県生活環境保全条例第72条第1項)

埼玉県地震被害想定調査によると、今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率は70%以上となっており、特定化学物質等による被害を最小限にするための対策を今から進めておく必要があります。

そこで、埼玉県では特定化学物質管理指針を改正し、災害対策を事業者が取り組むべき措置に加えしました。(平成27年10月1日施行)

今回の指針改正では、主に次の項目を適正管理手順書に追加しました。

- ① 想定される災害の被害程度を確認 (埼玉県地震被害想定調査結果等を活用)
- ② 特定化学物質等に起因するリスクの把握及び計画的なリスクの低減
- ③ 事故及び災害の発生に備えた訓練の実施(年1回以上)と継続的な改善



- 改正後の指針の内容を踏まえた上で、適正管理手順書を作成(変更)し提出してください。
- 提出時期の目安は以下のとおりです。
- 早めの提出にご協力をお願いします。

## ① 特定化学物質等取扱事業者(②を除く。)

対象事業者(平成26年度実績取扱量※1)	提出期限
平成28年4月1日以降に初めて取扱量報告書を提出する事業者	初めて報告書を提出する年の9月30日
取扱量100t以上の事業者	平成28年9月30日
取扱量10t以上100t未満の事業者	平成29年9月30日
取扱量10t未満の事業者	平成30年9月30日

## ② 燃料小売業に該当する特定化学物質等取扱事業者※2

対象事業者	提出期限
平成28年4月1日以降に初めて取扱量報告書を提出する事業者	初めて報告書を提出する年の9月30日

※1 取扱量報告書で報告した全ての対象物質の取扱量(平成26年度取扱実績)の合計

※2 消防法に基づく許可(自家用を除く給油取扱所)の対象となる事業所に限る。